

# 愛媛県合唱連盟規約

## 第1章 総則

第1条 この連盟は、愛媛県合唱連盟と称する。

第2条 この連盟の事務局は、理事長の指定する場所に置く。

第3条 この連盟は、一般社団法人全日本合唱連盟の正会員となる。

## 第2章 目的と事業

第4条 この連盟は、合唱音楽を通して会員相互の親睦をはかり、技術の向上と愛媛県の音楽文化発展を目指し、併せて他県との文化交流をはかることを目的とする。

第5条 この連盟の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 発表会、研究会、講習会など
- 2 加盟団体相互の連絡や情報などの交換
- 3 その他必要なことから

## 第3章 会員

第6条 この連盟は、愛媛県県内のアマチュアの合唱団を会員とする。

第7条 この連盟は、ジュニア・小学校・中学校・高校・大学・職場・一般の部門を設け会員はそのいずれかに所属する。

第8条 この連盟に入会または退会するときは、所定の手続きを必要とする。

## 第4章 個人会員

第9条 この連盟は、連盟の趣旨に賛同し、発展に寄与せんとする個人を会員とすることができる。

## 第5章 役員

第10条 この連盟に次の役員を置く。

理事長 副理事長 理事 事務局長

第11条 役員（事務局長除く）は、総会で選出される。

第12条 理事長は、この連盟の業務を統括し、この連盟を代表する。

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときは、その職務を代行する。

第14条 理事は、理事会を構成し、この連盟の運営について審議し、会務の遂行にあたる。

第15条 事務局長は、理事長の指名により、連盟の業務を遂行する。

第16条 会計監査は、総会での選出により、経理の監査を行う。

第17条 役員（事務局長除く）の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した役員（事務局長除く）の任期は、前任者の在任期間とする。

## 第6章 会長・副会長及び顧問

第18条 この連盟に、会長・副会長及び顧問を置くことができる。

第19条 会長・副会長及び顧問は、理事会が推薦し理事長が委嘱する。

## 第7章 名誉会長

第20条 この連盟に、名誉会長を置くことができる。ただし、名誉会長は会長を務め、本連盟の発展に貢献の認められる者とする。

第21条 名誉会長は、理事会が推薦し理事長が委嘱する。

## 第8章 機関

第22条 この連盟には、総会・理事会・部門会を設ける。

第23条 総会は、年1回以上開催し、次の審議を行う。

1 事業計画 2 予算と決算の承認 3 規約の改廃 4 役員の選出 5 その他

第24条 理事会は、この連盟の運営にあたる。

第25条 部門会は、各部門の運営にあたる。

## 第9章 会計

第26条 この連盟の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入である。

第27条 この連盟に加入するときは入会金5,000円と会費(ジュニア・小学校5,000円、中学校・高校8,000円、大学・職場・一般10,000円)を納めるものとする。但し、個人会員については別に定める。会費は年度初めに納めるものとする。また、退会の際は入会金及び会費は返却しない。

第28条 この連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第10章 付則

第29条 この規約に必要な細則は、理事会で決定する。

第30条 この規約の改定は、総会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

第31条 この規約は、昭和45年4月5日から施行する。

(平成2年2月4日改定)

(平成4年2月9日部分改定)

(平成10年1月25日部分改定)

(平成12年1月23日部分改定)

(平成31年2月3日部分改定)

(令和6年3月2日部分改定)